

国宝（建造物）姫路城大天守ほか4棟活用環境強化企画・整備業務 委託に係るプロポーザル実施要領

この要領は、国宝（建造物）姫路城大天守ほか4棟活用環境強化企画・整備業務を委託するに当たり、業務全般に関し最も適正な企画力、技術力、実施体制及び実績を持つ業者を公募型プロポーザル方式により選定するために定めるものである。

1 業務の目的

姫路城は、『姫路城重要文化財建造物保存活用計画』（平成25年8月策定）で定めた(1)建造物の本質的価値の理解促進、(2)教育・学習支援機能等の充実、(3)世界文化遺産としての公開整備、(4)安全かつ快適な見学環境の確保を基本的考え方として、公開活用に努めている。しかし、姫路城のグランドオープン以降、多くの観光客が訪れていること、また、外国人も急速に増加しているため、混雑時には十分な公開活用の効果を上げることができないのが現状である。このような状況を踏まえ、城内の展示を拡充すべく、令和2年3月に展示の見直し案を作成した（『姫路城の展示の見直しについて』（令和2年3月作成））。本業務委託では、この度の展示の見直しに当たり作成した展示活用案を参考にしながら、姫路城の公開活用機能を高め、集客性と満足度の向上につなげることにより、さらなる観光推進への貢献を果たす展示活用の実施を目指すものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

国宝（建造物）姫路城大天守ほか4棟活用環境強化企画・整備業務

(2) 履行場所

姫路城大天守、リの一渡櫓、千の櫓、化粧櫓及びカの渡櫓

(3) 業務内容

姫路城内における展示活用環境の企画・整備業務

(4) 業務期間（予定）

契約締結日から令和3年3月31日まで

(5) 提案上限金額

金130,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

3 参加資格

参加申込をする者（以下「参加申込者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザルへの参加形態は単体とし、共同企業体等での参加は認めない。

- (1) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項の規定により令和2年度姫路市業者登録名簿に登録されている者で、次の全てに該当するものであること。
 - ア 業種「広告、催事、展示」、詳細業種「展示物製作・修復」に登録されていること。
 - イ 法人にあっては姫路市税（納税義務がある場合に限る。以下同じ。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者、個人にあっては姫路市税並びに消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者に滞納がない者
 - ウ 過去10年間に国又は公共団体指定の文化財に関する500㎡以上の展示の施工実績があること。
- (2) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）の規定による資格制限（以下

「入札参加資格制限」という。)を受けていない者であること。

- (3) 公告の日から優先交渉権者の特定の日までの間において、次の全てに該当すること。
- ア 指名停止（姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）の規定による指名停止をいう。以下同じ。）を受けていないこと。
 - イ 指名停止の措置要件に該当しないこと。
- (4) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に規定する排除対象業者に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

4 スケジュール及び手続等

(1) 全体スケジュール（予定）

契約の締結に至るまでの手続のスケジュールは、次のとおりとする。ただし、提案書等提出期限及び審査会以外は状況に応じて前後する場合もある。

内容	日程
実施公告	令和2年4月1日（水）
実施要領等の配布	令和2年4月1日（水）～ 同月17日（金）
プロポーザル参加申込書及び質問提出期間	令和2年4月1日（水）～ 同月17日（金）17:00まで
現地見学会	令和2年4月14日（火）
参加資格確認結果の通知及び質問の最終回答	令和2年4月24日（金）
企画提案書提出期間	令和2年4月24日（金）～ 同年5月22日（金）17:00まで
プレゼンテーション実施日	令和2年6月1日（月）
選定結果発表	令和2年6月5日（金）
契約締結	令和2年6月5日（金）以降

(2) 手続等

ア ホームページでの資料の配布

下記の書類を姫路市姫路城管理事務所のホームページで提供する。
(<https://www.city.himeji.lg.jp/castle/0000011874.html>)

- ①実施要領
- ②参加申込書兼誓約書（様式第1号）
- ③参加申込時業務実績確認調書（様式第2号）
- ④質問書（様式第3号）

イ 姫路城管理事務所における資料の配布

下記の資料を4月1日（水）～4月17日（金）の期間、姫路城管理事務所で配布する。

- ①『姫路城の展示の見直しについて』（令和2年3月作成）
- ②姫路城平面図データ
- ③リの一渡櫓、チの櫓、化粧櫓で活用可能な備品リスト

ウ 質問の受付

①質問の方法

4月1日（水）から同月17日（金）17:00まで（必着）に質問書（様式第3号）にてファクス又は電子メールで提出のこと。ファクス又は電子メールで送信した場合は、送信後、送信済みの確認

連絡を電話で入れること。なお、電話や口頭による質疑は他の提案者との公平性確保のため受け付けない。

②質問の提出先

姫路市姫路城管理事務所 管理担当

〒670-0012 姫路市本町68番地

電話 (079) 285-1146

FAX (079) 222-6050

電子メール：himeji.jyo@city.himeji.lg.jp

③質問の回答

4月24日(金)までに全ての質問と回答を、ファクスで全ての参加者に送付する。

エ 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者となった後に次のいずれかに該当した場合又は該当していると判明した場合は、優先交渉権を取り消すものとする。

- ①優先交渉権者選定結果発表までに応募資格を満たさなくなった場合
- ②見積金額が、提案上限金額を超える場合
- ③2案以上の企画提案をした場合
- ④提出期限までに提出書類が提出されない場合
- ⑤書類に不備がある場合(ただし、軽微な場合を除く。)
- ⑥提案内容が文化財保護法などの法令に不相当な場合
- ⑦提出書類に虚偽があった場合
- ⑧審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑨契約を履行することが困難と認められる場合
- ⑩著しく信義に反する行為があった場合

オ 選定結果の通知

選定の結果は、結果のいかんにかかわらず、6月5日(金)以降、速やかに全ての参加者あて書面で通知する。選定に対する異議申立ては、一切受け付けない。

(3) 現地見学会

このプロポーザルの実施に当たり、整備予定箇所の見学会を以下のとおり開催する。プロポーザルへの参加希望者は事前に連絡の上参加すること。

日時：令和2年4月14日(火) 10:00から11:30まで

集合場所：姫路城管理事務所前

(4) 参加意思を表明する書類の提出

参加申込みに係る下記に掲げる書類を下記の提出期限までに提出すること。

ア 参加申込書券誓約書(様式第1号)

第3項第1号イに規定する税目について未納がないことを証明する書類(納税証明書)を添付すること。

イ 参加申込時業務実績確認調書(様式第2号)

第3項第1号ウに規定する業務実績を証するものとして、当該業務の内容の分かる書類(契約書や実績報告書など、履行したことが明らかな書類)の写しを添付すること。

ウ 参加書類の提出先、提出方法及び提出期限

提出先：姫路市姫路城管理事務所

提出方法：持参又は送付(封筒表面に参加申込書在中と朱書きすること。)

提出期限：令和2年4月17日(金) 17:00まで(必着)

(5) 企画提案書の提出

企画提案書として次に掲げる書類を作成して提出期限までに提出すること。

ア 企画提案書の項目

- ①展示活用の考え方
- ②展示プラン
- ③各コーナーの展示パース又はスケッチ図

- ④本業務における組織体制表（様式任意）
- ⑤配置メンバー表（様式任意）
- ⑥本業務におけるスケジュール表（様式任意）
- ⑦業務実績（様式任意）
- ⑧計画業務見積書（様式任意）

イ 企画提案書の書面作成の注意事項

企画提案書及びその他必要書類は、以下の書面にて提出すること。

- ①企画提案書は、様式、ページ立ては自由とする。ただし、本業務委託の件名と、会社名、提出日は明記すること。
- ②提案書の本文の文字の大きさは、11～12ポイント程度を使用し、行間も読みやすい適切な間隔を維持すること。
- ③企画提案書の提出部数
10部（ただし、見積書は1部とする。）

ウ 企画提案書の提出先、提出方法及び提出期限

提出先：姫路市姫路城管理事務所

提出方法：持参又は送付（封筒表面に参加申込書在中と朱書きすること。）

提出期限：令和2年5月22日（金）17：00まで（必着）

5 企画提案書の内容作成要領等

企画提案書の内容を検討するに当たり次のことを留意すること。

(1) 企画提案の具体的作成内容、構成

『姫路城の展示の見直しについて』（令和2年3月作成）内の「姫路城建造物展示活用案」及び「展示活用場所現状調査及び養生方法」に基づき、次項に示す評価基準に沿って、次の項目のとおり企画提案書（文章及びそれを補完する図表）を作成すること。なお、提案内容は提案者1者について1案に限る。

ア 展示活用の考え方

- ①実施方針として展示活用のコンセプトを示すこと。
- ②展示以外の整備個所があれば示すこと。

イ 展示プラン（レイアウト）

- ①展示の構成として展示テーマ、ねらい、展示手法を示すこと。併せて主な展示手法を採用した理由を示すこと。
- ②各コーナーの場所と動線が明確に分かるレイアウト案を作成すること。
- ③展示室内における各コーナーのスペース（広さ）は、各コーナーの機能や展示情報、資料の分量を考慮して考案すること。
- ④床・壁・天井などの提案や既存設備の移設などの提案がある場合、審査員が具体的にイメージできるものにする。
- ⑤ガイドが解説をしやすいように配慮すること。

ウ 各コーナーの展示パース又はスケッチ図

- ①各コーナーについて、提案の趣旨がよく分かるような展示パース又はスケッチ図を作成すること。
- ②展示パース又はスケッチ図作成においては、展示資料、映像、展示ケース・機器、解説パネルなどの考え方やデザイン、及びその効果が分かるようにすること。
- ③照明デザイン及びその考え方も提案すること。
- ④施設全体の統一感を想定した作成に留意すること。

(2) 提案に当たっての留意事項

ア 建造物並びに来城者・職員の安全面及び衛生面に配慮した提案をすること。

イ 特に外国人観光客に配慮し、また、ユニバーサルデザインを念頭に置いた提案とすること。

ウ 来城者の好奇心を刺激するような魅力ある提案をすること。

エ 展示内容について、容易に陳腐化しないよう工夫された提案をすること。

オ ランニングコストが安価でメンテナンスが容易となるような提案をすること。

カ 参加申込みの際に提出した業務実績のほかに示すべき実績があれば、企画提案書に業務実績を含めた上、業務の内容の分かる書類（契約書や実績報告書など、履行したことが明らかな書類）の写しを添付すること。

(3) その他留意事項

- ア 提出資料の作成・提出、プレゼンテーションに要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- イ 提出書類は返却せず、提案者の選定及び提案書の評価・審査以外に使用しない。
- ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効にする。
- エ 企画提案書等の受理後の差し替え、追加及び削除は原則として認めない。
- オ 企画提案書等を事前に提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡すること。
- カ 審査結果は、文書により通知するものとし、個別の問い合わせには応じられない。

6 選考方法

- (1) 姫路市が設置する選考委員会の評価に基づき決定する。
- (2) 選考は、次項の評価項目に基づき提案書、プレゼンテーションの審査により行う。
- (3) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、契約の締結交渉を行う。この交渉には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。
- (4) 優先交渉権者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者を優先交渉権者とする。
- (5) 選考結果はプレゼンテーションの参加者全てに通知する。ただし、辞退者は除く。

7 評価基準及び評価方法

評価項目	提案項目	審査内容(例示)	評価点
1 実施体制 (資格)	(1) 提案者の実績、受賞歴	・平成21年度以降の同種業務の実績は妥当か	5
	(2) 管理技術者及び主任設計技術者の実績、資格、受賞歴	・管理技術者及び主任設計技術者の同種実績、資格は妥当か。	5
	(3) 氏名、役職、経歴、主な専門分野等メンバーの一覧表	・組織の対応能力、役割分担の明確さ、連携等の体制についてどのように考慮するのか	5
	(4) スケジュール	・円滑な業務推進を配慮した工程計画か。	5
2 企画提案書 (提案内容)	(1) 提案の的確性	・姫路城建造物保存活用の方針に沿った提案になっているか	30
	(2) 提案の機能性と独創性	・展示内容が優れたデザイン性を伴って実現されているか	20
	(3) 提案の実現性	・効果的な展示手法や技術が取り入れられているか	10
・イニシャルコスト、ランニングコスト削減が考えられているか		10	
3 見積価格	(1) 費用の妥当性	・費用概算が具体的かつ適正か	10

8 その他

この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に際し必要な事項は、姫路市姫路城管理事務所が別に定める。

9 問合せ先

姫路城管理事務所 管理担当 春井、阿蘇、梶井
〒670-0012 姫路市本町68番地
電話 (079) 285-1146
FAX (079) 222-6050
電子メール: himeji.jyo@city.himeji.lg.jp